

岡山県介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 岡山県の交付する介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）（以下「補助金」という。）については、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け、老発1225第3号厚生労働省老健局長通知。）の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」（以下、「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業所及び対象者は、以下のとおりとする。

（1）対象事業所

本事業の対象は、以下のいずれかに該当する介護サービス事業所等とする。

- ① 別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国の実施要綱6（1）の要件を満たすもの
- ② 別紙1表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国の実施要綱6（2）の要件を満たすもの
- ③ 別紙1表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国の実施要綱6（3）の要件を満たすもの

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。

なお、以下の介護サービス事業所等は本補助金の対象外とする。

- ・ 令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
- ・ 計画書（別紙様式2）の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
- ・ 別紙1表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護

予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める基準であつて、介護保険法施行規則第140条の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であつて、介護保険法施行規則第140条の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）に相当する加算が設けられている場合に限る。）並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

（2）対象者

本事業の対象者は、以下のとおりとする。

- ① 国の実施要綱6（1）①、6（2）①又は6（3）の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。
- ② 国の実施要綱6（1）②又は③若しくは（2）②又は③の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。）を対象とする。

（交付額の算定方法）

第4条 介護サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※ 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。

※ 交付率は、サービス類型及び国の実施要綱6の補助金の要件別に6月分として設定された別紙1表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

※ 基準月は、原則、令和7年12月とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の申請は、岡山県介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定め

る日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）に対しては、規則第6条に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 交付要綱第11条により実績報告書を提出した場合に、職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除税額が実績報告書作成時に未確定の場合は、確定後に知事に報告し、補助額に変更が生じる際は、当該消費税仕入れ控除税額の一部又は全部を返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更に係る承認の申請等)

第7条 規則第10条の申請において、計画書（別紙様式2）に変更がある場合は、岡山県介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）変更交付申請書（第2号様式）又は変更に係る届出書（別紙様式4）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。変更に係る届出書（別紙様式4）の提出については、国の実施要綱8（4）によること。

- 2 知事は前項の申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第8条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない細部の変更ならびに交付決定を受けた額の20%以内の減額である場合とする。

(特別な事情に係る届出)

第9条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式5）を県知事に届け出ること。

- ① 本補助金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 介護従事者の賃金水準の引下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び介護従事者の賃金水準の改善の見込み
- ④ 介護従事者の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の報告は、岡山県介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第6条（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日から1か月を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、適當と認めたときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第13条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(概算払)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による概算払には、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 知事は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 賃金改善等について、国の実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第 6 条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(交付の方法)

第 16 条 補助額の交付については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、対象事業者が県国民健康保険団体連合会に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とする。

なお、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が交付対象事業所に含まれる場合には、補助金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない事業所の振込先口座又は県に届け出た口座に交付することとする。

(雑則)

第 17 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 8 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。